

平成 21 年 12 月 24 日

「ハンバーガーパティの日本農林規格の一部改正案」に対する意見書

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 御中

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

電話 : 03-3667-8311

日本食品添加物協会

会長 鈴木 武



「ハンバーガーパティの日本農林規格の一部改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

記

○ 「ハンバーガーパティ（標準）」の原材料（食品添加物）に関する意見

(1) 意見

① 調味料

- ・ 使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。
- ・ 複数使用の場合の 3 種以下との規定は、設けないでいただきたい。

② 結着補強剤

- ・ 使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。

③ pH 調整剤

- ・ 使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。
- ・ 複数使用の場合の 2 種以下との規定は、設けないでいただきたい。

④ 酸味料

- ・ 使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。

⑤酸化防止剤

- ・使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。
- ・1種限定との規定は、設けないでいただきたい。

⑥着色料

- ・使用できる食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加していただきたい。

⑦加工でん粉

- ・複数使用の場合の3種以下との規定は、設けないでいただきたい。

(2)理由

使用できる食品添加物の数が改正前の日本農林規格と比べて、約20品目（香料を除く）と大幅に増加することになるが、一部の食品添加物を追加するだけの対応であれば、次回の規格見直しまでの間にも同程度又はそれ以上の必要な品目が生じるものと考えられ、JAS格付率の低下傾向に歯止めがかからなくなるものと考えられます。

以上